

別表1

補助対象	補助区分	補助対象者	基本要件	補助金の額及び上限額	
				上限額	補助金額
非住宅建築物建築支援 認定工務店又は認定工務店となること が確実な者が、施工する非住宅建築物	非住宅建築物の新築	認定工務店又は施主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施主が補助対象者となる場合は県内で建築するものであること ・ 認定工務店が補助対象者となる場合は施主と直接建築に関する契約をするか、認定工務店が施主となって建築し、木材調達権限が認定工務店にあるもの ・ 県産木材を標準木材使用量の60%以上、かつ10㎡以上使用するもの ※県産木材使用量は小数第2位以下を切り捨てて第1位までとする ・ 県外で施工する工務店への補助金額は、1工務店あたり合計で100万円までとする 	1棟当たり100万円	別表2
	JAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品の使用に対する加算			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産のJAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品を使用した場合は、1㎡当たり1万円を加算 ※JAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品使用量は小数第2位以下を切り捨てて第1位までとする 	1戸当たり30万円